

静岡市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、犯罪被害者等の精神的又は身体的負担を軽減し、犯罪被害を受けた直後の即応的な支援を行うため、静岡市犯罪等に強いまちづくり条例（平成22年静岡市条例第8号）第12条第1項の規定に基づき見舞金を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する行為、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第2条第1項に規定する行為及び性犯罪（刑法（明治40年法律第45号）第177条に規定する不同意性交等、同法179条第2項に規定する監護者性交等及び同法第241条に規定する強盗・不同意性交等並びにこれらの罪の未遂罪を含む。以下同じ。）であって、被害届等が警察に受理されているものをいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪により被害を受けることをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に生活の本拠を有するものをいう。
- (4) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上と医師に診断されたものをいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪被害者があるときは、当該犯罪被害者又はその遺族及び親族（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、犯罪被害者見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の種類及び額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金（犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族に対して支給する見舞金） 30万円
- (2) 重傷病見舞金（犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者に対して支給する見舞金） 10万円
- (3) 性犯罪被害見舞金（性犯罪の被害を受けた犯罪被害者に対して支給する見舞金） 10万

円

- 3 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合の遺族見舞金の額は、既に支給した重傷病見舞金の額を控除した額とする。
- 4 性犯罪により重傷病を負った者に対して支給する見舞金は、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれか一方のみとする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者の遺族は、犯罪被害を受けた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップ（静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱（令和4年4月1日施行）の規定によるパートナーシップ及びこれに準じるものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。）の関係にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 犯罪被害者と次に掲げる関係にあった者（犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者に限る。）

ア 子（養子及び養子縁組の届け出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者及びこれに準じるものとして市長が認めるものを含む。以下同じ。）

イ 父母

ウ 孫

エ 祖父母

オ 兄弟姉妹

- (3) 犯罪被害者と前号アからオまでに掲げる関係にあった者（犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者を除く。）
- 2 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 第1位順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした遺族見舞金の支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(重症病見舞金及び性犯罪見舞金の支給対象)

第5条 重症病見舞金及び性犯罪見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者とする。

ただし、犯罪被害者が犯罪被害によって意識不明又は心神耗弱その他意思表示が困難な状態であると市長が認めるときは、犯罪被害者の親族が見舞金の支給を受けることができる。

2 前条の規定は、前項ただし書の規定により見舞金の支給を受けることができる親族について準用する。

(見舞金を支給しない場合)

第6条 市長は、犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者と加害者との間に親族関係(6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいい、事実上これらと同様の事情にあった者及びパートナーシップの関係にあった者並びにこれに準じるものとして市長が認める者を含む。)があったとき。

(2) 犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者が、当該犯罪行為を教唆し、幫助し、若しくは過度の暴行、脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為を行い、又は当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき責めに帰すべき行為を行ったとき。

(3) 犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者が、静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第2号に定義する暴力団員、同条第3号に定義する暴力団員等又は同条第1号に定義する暴力団と密接な関係があると市長が認めるものであるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認めるとき。

(見舞金の申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、犯罪被害を受けた日の翌日から起算して1年以内に、静岡市犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。ただし、特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

区分	書類
遺族見舞金	(1) 犯罪被害を受けた時における犯罪被害者の住所又は居所を証する書類

	(2) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類 (3) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本若しくは抄本その他の証明書又は事実上婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にあった事実若しくはパートナーシップ関係にあった事実を確認できることができる書類 (4) 遺族代表者であることを証する書類（第4条第3項の規定により代表者を選任した場合に限る。） (5) (1) から (4) までに掲げる書類のほか、市長が必要があると認める書類
重傷病見舞金	(1) 犯罪被害を受けた時における申請者の住所又は居所を証する書類 (2) 犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書その他の書類 (3) 親族代表者であることを証する書類（第5条第2項において準用する第4条第3項の規定により代表者を選任した場合に限る。） (4) (1) 及び (2) に掲げる書類のほか、市長が必要があると認める書類
性犯罪被害見舞金	(1) 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証する書類 (2) 親族代表者であることを証する書類（第5条第2項において準用する第4条第3項の規定により代表者を選任した場合に限る。） (3) (1) 及び (2) に掲げる書類のほか、市長が必要があると認める書類

(支給の決定)

第8条 市長は、前条第1項による申請があった場合には、市長は、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは、関係機関への照会等を行い、見舞金の支給を決定したときは、静岡市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が第5条各号のいずれかに該当すると認める場合は、見舞金の支給の決定をしない。この場合において、市長は、静岡市犯罪被害者等見舞金支給申請不決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支給の請求）

第9条 前条第1項の規定により、見舞金支給の決定を受けた者は、静岡市犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（支給の決定の取消し）

第10条 市長は、見舞金の支給の決定を受けた者が偽りその他の不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、静岡市犯罪被害者等見舞金支給申請取消通知書（様式第5号）により、その内容を当該申請者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第11条 前条の規定により見舞金の支給の決定を取り消された者は、既に支給を受けた見舞金があるときは、その全額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた見舞金について適用する。